

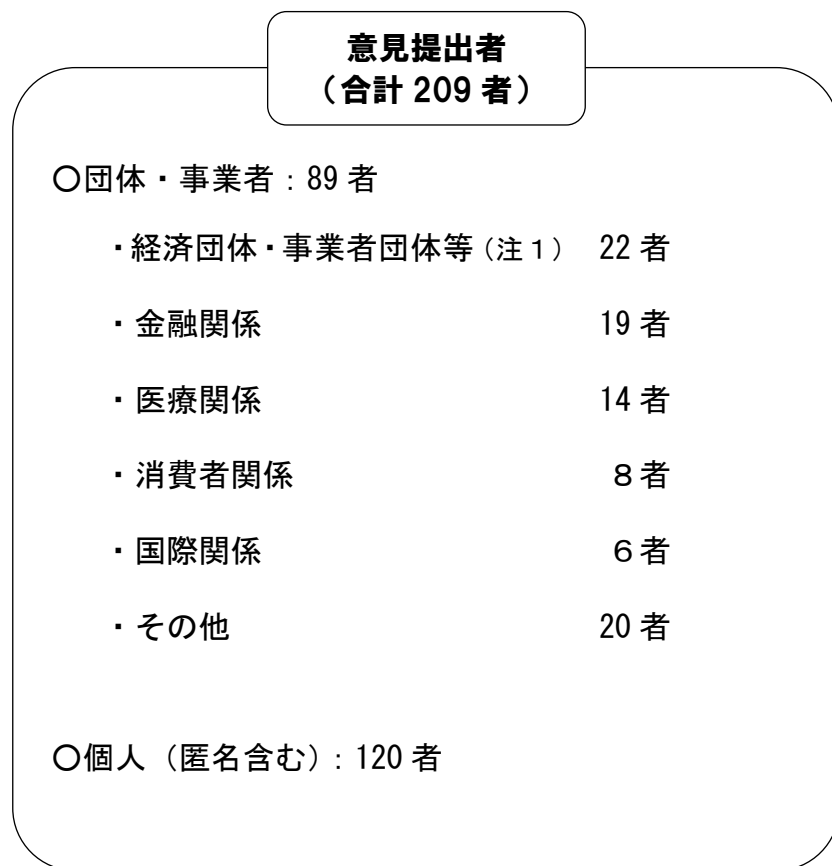
「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集結果(概要)

1. 実施期間

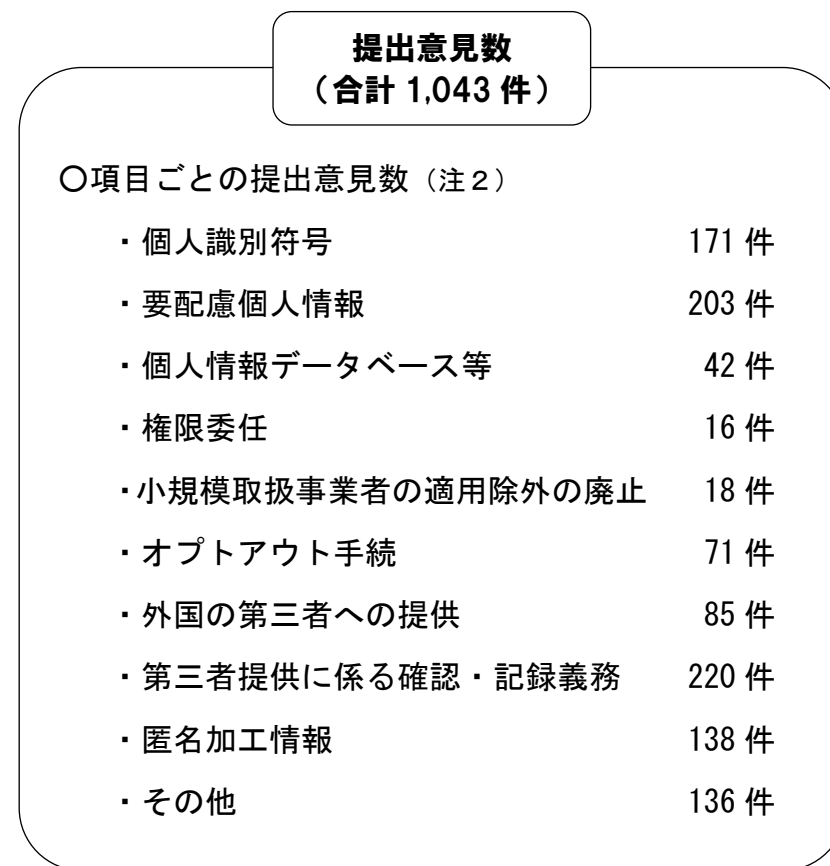
平成28年8月2日(火)～8月31日(水)

2. 意見提出者及び提出意見数

209の個人又は団体から延べ1,043件の御意見が寄せられた。意見提出者及び提出意見数の内訳は次のとおり。



(注1) 金融関係、医療関係及び国際関係の団体・事業者を除く。



(注2) 複数の項目に対するコメントが一つの御意見として提出されている場合があるため、合計数は実際の提出意見の合計数とは一致しない。

3. 寄せられた主な御意見及びそれに対する考え方

(1) 個人識別符号（施行令第1条、規則案第2条～第4条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般 （施行令（案）第1条）	1	<ul style="list-style-type: none"> 個人識別符号・要配慮個人情報により細かく具体的に示されたことで、一般人にも個人情報の範囲が分かりやすくなったことを評価する。 個人識別符号の範囲を定めることで、顔や指紋など身体的特徴に加え、旅券番号や運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号、国民健康保険などの公的番号が単体でも個人情報にあたることと個人情報の定義が明確化されたことを評価する。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に7件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。
②身体の特徴 （施行令（案）第1条第1号・規則案第2条）	2	<ul style="list-style-type: none"> 本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴について、委員会規則においては「特定の個人が識別することが出来る水準」で「電子計算機の用に供するために変換すること」と記載されているため、個人が同定できない範囲に切り取られたり、個人が同定できない程度に空間・時間分解能等を減じたデータは「個人情報識別符号」にあたらぬと解釈されるものと考えますが、個人識別符号に該当するものの範囲・基準を明確にすべきではないか。 身体の特徴は、身近な日常生活において、特定の個人を識別することを目的にすることなく取得する場合があります。特定の個人を識別することを目的としない場合には、身体の特徴由来の符号等は個人識別符号には該当しないという解釈及び運用がなされるべき。 「DNAを構成する塩基の配列」について、どの程度の情報が個人識別符号に該当するのかが明確化していただきたい。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に27件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本施行令第1条第1号に列挙された身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもののみが個人識別符号に該当します。本規則案第2条では、当該基準を「特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」と定めており、その具体的な内容については、今後ガイドライン等において明確にしてまいります。
	3	<ul style="list-style-type: none"> 身体の特徴に関する個人識別符号は、現在のバイオメトリクス認証技術の水準により、非常に高い精度で特定の個人を識別することが可能な身体の特徴（DNA、虹彩、静脈、指紋）以外の顔・声・歩行の態様・掌紋は、現在のバイオメトリクス認証技術の水準をもってしても、本人拒否率や他人受入率が高いため、個人識別符号とすべきではないのではないか。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に顔について2件、声について2件、歩行の態様について3件、掌紋について1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本施行令第1条第1号の個人識別符号については、実態として特定の個人を識別するに足る精度で利用されているとともに、個人情報該当性を明確に示す必要性が認められるものを列挙することとしています。御指摘のDNA、虹彩、静脈、指紋以外の身体の特徴（顔、声、歩行の態様、掌紋）についても、特定の個人を識別することができる水準が確保されるものについて、個人識別符号として定めることとしております。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・無断で自分の顔認証データが様々な店舗に共有され、行く先々で万引き犯扱いをされる。顔認証システムを使用している店は沢山あるのに、公表している店は日本に数店のみです。開示訂正することができるように、同意がなければ他店舗と共有できないようにシステムが改善されるよう、「顔認証システム導入」と店舗あるいはHPに表示させることを義務とする、顔認証システムの利用に関する法整備を行うべきではないか。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に 30 件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本意見募集は施行令案及び施行規則案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 ・なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第 4 章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第 18 条第 4 項第 4 号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第 2 項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 ・当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。
<p>③書類等に付される番号等 <small>(施行令(案)第 1 条第 2 号～第 8 号・規則(案)第 3 条・第 4 条)</small></p>	5	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード番号や銀行の口座番号、携帯電話番号、スマートフォンの位置情報等を個人識別符号とすべきではないか。 ・個人への到達性が高いものとして要保護性が高いと考えられるものには、メールアドレス、電話番号、端末識別情報などがある。これら単体で個人を識別できる場合とできない場合があり、“一律に”個人識別符号として規定することは困難としても、他の情報と共にあることで、容易照合性を満たし、個人情報に該当するケースが多いと考えられるので、委員会にて、個人識別符号に該当しなくても、個人情報に該当する例を、わかりやすく示すべき。 <p style="text-align: right;">【同趣旨の御意見は他に 4 件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第 2 条第 2 項第 2 号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。御指摘のクレジットカード番号や携帯電話番号等については、法人契約に係る番号の場合には特定の個人を識別できるとは限らないこと等から、上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。 ・なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってま

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
			<p>いります。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、ご指摘のとおり、個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第2条第1項第1号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当するものは、個人情報に該当します。
	6	<ul style="list-style-type: none"> 国家資格登録番号等を個人識別符号とすべきではないか。 【同趣旨の御意見は他に図書館カードの番号について1件、自動車運転免許証以外の免許証の番号について2件】 	<ul style="list-style-type: none"> 本施行令案及び本規則案においては、改正後の法第2条第2項第2号の要件を満たす符号のうち、ケースバイケースではなくおよそいかなる場合においても特定の個人を識別することができる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて個人情報該当性を明確にする必要性の高いもののみを個人識別符号とすることとしています。御指摘の国家資格登録番号等については、実態として広い範囲の事業者に取り扱われていないため、個人識別符号として定める必要性に乏しいことから、それぞれ上記の考え方に該当せず、本施行令案及び本規則案において個人識別符号として定めるものではありません。 なお、個人識別符号の具体的な内容については、技術の進歩や利用実態の変化等に応じて、適時適切に見直しを行ってまいります。

（2）要配慮個人情報（施行令案第2条・規則案第5条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①全般 （施行令（案）第2条）	7	<ul style="list-style-type: none"> 本人の同意なく集めたり、使用することを禁じる「要配慮個人情報」に、身体障害、知的障害、精神障害に加え、遺伝子検査結果や診療・調剤情報のほか、犯罪の経歴なども明確に明記され、本人の同意を得ない第三者提供を禁止するなど保護の強化を評価します。 <p>【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。
②障害、検査結果及び診療情報	8	<ul style="list-style-type: none"> 施行令2条の記載を整理の上、「病歴」に含まれる範囲を中心に、要配慮個人情報に該当するものをより明確にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしてまいります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
報等 (施行令(案)第2条第1号～第3号・規則(案)第5条)		【同趣旨の御意見は他に2件】	
	9	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報として心身の機能の障害、健診結果を明記することに賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。
	10	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断等の情報を病歴(要配慮個人情報)とすることに反対する。健康診断には、妊婦健診、乳幼児健診、学校健診といった若年期の健診及び成人してから受診する職域健診、人間ドック、特定健診があるが、いずれの健康診断においても、確固たる病名がつくわけではなく、そのときの健康の状態が記載・記録されるもので、今回の改正において病歴にあたるという解釈がされていることは間違いである。 【同趣旨の御意見は他に2件】	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果を病歴として位置付けているわけではありません。 本施行令案第2条第2号に定める健康診断その他の検査の結果は、改正後の法第2条第3項で定めた病歴に準ずる情報として、ある個人の健康状態を明らかにし、病気を特定させる可能性があることから要配慮個人情報として位置付けたところです。御提示いただいた2種類の健康診断はともに、結果としてこれらの条件を満たしていると考えられます。なお、要配慮個人情報の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
	11	<ul style="list-style-type: none"> 健康であるというような本人に対する不利益が生じるとは考えにくい場合を除外し、要配慮個人情報の範囲が適切に定義づけられるよう、健康診断その他の検査の結果のうち、日常生活に影響を及ぼすなど特に配慮を要する結果に限定されるよう規定すべきである。 【同趣旨の御意見は他に6件】	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるため、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適切と考えております。また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。
	12	<ul style="list-style-type: none"> わが国の現状では、医師、医療機関と無関係な営利業者による遺伝子検査ビジネスが広まりつつあり、今後、ゲノム情報が医療以外分野で流通される事態も想定されることから、「ゲノム情報」は要配慮個人情報として政令中に明記しておく必要がある。ゲノム情報及び事業者による遺伝子検査の結果は要配慮個人情報であると政令に明記すべきではないか。 【同趣旨の御意見は他に9件】	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は「健康診断その他の検査の結果」及び「診療」にも含まれることから、要配慮個人情報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていきたいと思います。
13	<ul style="list-style-type: none"> ゲノム情報及び遺伝子検査を用いて疾患リスク等の確率情報を提供するなどの事業者による遺伝子検査の結果を要配慮個人情報とするべきではない。 【同趣旨の御意見は他に1件】	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は、遺伝子検査を実施する者は「医師その他医療に関連する職務に従事する者」に含まれ、また、その結果は「健康診断その他の検査の結果」及び「診療」にも含まれることから、要配慮個人情報 	

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
			報に該当します。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。
	14	<ul style="list-style-type: none"> 医療介護連携が進められるなかで、医療従事者と介護従事者間で医療情報や介護情報の共有化が進められていくことになるかと思われる。取り扱われる情報の法的な位置付けが、それを作成した職種により差が生じると、現場での混乱を招く可能性もあるため、介護従事者が作成した記述等についても、要配慮個人情報として規定するなど配慮すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して決めていくこととなると考えています。 介護に関する情報を定めていないのは、介護はむしろ関係者間で情報共有することが重要な分野で、地域でのサポートに必要な不可欠な情報であること等によります。いずれにしても、御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、要配慮個人情報であっても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人同意なく取得することが可能であり、そのような場合の情報共有には支障がないものと考えます。
③刑事手続・少年保護手続 (施行令(案)第2条第4号・第5号)	15	<ul style="list-style-type: none"> 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われた事実について、報道機関から入手した場合は要配慮情報から除外すべき。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の法第17条第2項第5号において規定する者により公開されている場合は、要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができるかと定めています。なお、同条2項各号の具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしていまいます。
④その他 (施行令(案)第2条)	16	<ul style="list-style-type: none"> 本施行令案に要配慮個人情報として規定された情報以外にも、労働組合への加盟や性生活といった、不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれのある情報があるが、これらを要配慮個人情報としなかった意図を明らかにされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮個人情報の定義については、他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景等を参考に、差別や偏見を生じるおそれの有無等を勘案して決めていくこととなると考えています。 このような考え方を踏まえ、本施行令案においては、法定の「病歴」及び「犯罪の経歴」に準じた取扱いが必要な情報であって、かつ、差別や偏見を生じるおそれのある情報として国民的なコンセンサスが形成されていると考えられる情報について、限定的に要配慮個人情報として定めることとしたものです。

(3) 個人情報データベース等から除外されるもの(施行令案第3条)

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
全般	17	<ul style="list-style-type: none"> 現在では市販の電話帳はその本来の用途に供される機会は激減 	<ul style="list-style-type: none"> 本施行令案3条1項は、広く一般に市販されている名簿等は、

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
(施行令(案)第3条)		し、むしろ個人にとっては悪質な商法や犯罪に利用されるための情報源にされていると懸念。データベース等からの市販の電話帳の除外については、特に社会的弱者の権利利益を侵害する等の弊害が生じることのないように慎重に検討すべき。 【同趣旨の御意見は他に1件】	広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏えいや第三者への提供等があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外することとしたものです。いずれにしても、御意見は執務の参考とさせていただきます。
	18	・一般人が取得可能な無償配布の名簿やデータベースについても、個人の権利利益を侵害するおそれはないものといえるため、個人情報データベース等から除外するようにすべき。 【同趣旨の御意見は他に1件】	・単に無償頒布されている名簿等やインターネット上で無料掲載されている名簿等は、市販されている名簿等に比べて作成、頒布した事業者が不明確であることが多く、意図せず漏えいした個人情報を利用したものである可能性もあることから、入手した事業者において安全管理措置等が講じられる必要があるものと考えられるため、販売することを目的として発行された名簿等のみを、個人情報データベース等から除外することとしています。

(4) 要配慮個人情報の同意取得原則の例外（施行令案第7条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
①目視又は撮影により外形上明らかな要配慮個人情報取得する場合 (施行令(案)第7条第1号)	19	・本人同意なく外形上明らかな要配慮個人情報取得できる場合は、映像等に意図せず要配慮個人情報が撮影されてしまうケースの要配慮個人情報管理を回避するためのものであり、積極的利用を促すことが目的ではないという意図がより明確にされるべきではないか。 【同趣旨の御意見は他に3件】	・要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合の具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいます。なお、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するには利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、第三者に提供するには本人の同意を取得する必要があります。
②法第23条第5項各号に掲げる場合 (施行令(案)第7条第2号)	20	・改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供（本人の同意を得て第三者に提供する場合をいう。以下同じ）により要配慮個人情報を受け取る場合、そもそも提供元である個人情報取扱事業者は、第三者提供をすることについて本人の事前同意を得ているため、提供先である第三者は、要配慮個人情報取得することについて、提供元を介して、既に本人から同意を得ていることとなる。また、実務上も提供先である第三者が本人の連絡先等を把握していない場合、あらかじめ本人から同意を得ることは不可能である。	・提供元の個人情報取扱事業者が要配慮個人情報の第三者提供について本人から同意を得ている場合、提供先の第三者が当該要配慮個人情報取得することについても同意が得られていると考えられるため、提供先の第三者において重ねて本人から同意を取得する必要はありません。この点については、ガイドライン等において明確にしていまいます。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・したがって、改正個人情報保護法第23条第1項に基づく第三者提供によって要配慮個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意が不要であることを明確にすべきである。 	
③その他 (施行令(案)第7条)	21	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に不利益が生じない適切な利用を行う目的で医療情報、疾患情報の取得は、本人の同意なく取得できるようにしてほしい。 ・医療情報の適切で安全な利活用により、国民の健康確保と医療費削減が望まれている。本人に不利益が生じない適切な利用を行い、さらに、医療情報の利活用により国民の利益につながる利用については、要配慮個人情報である、医療情報、疾患情報、を本人の同意なく取得可能とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療情報、疾患情報を本人の同意なく取得できるようにしてしまうことで、要配慮個人情報と位置付ける意味が損なわれてしまいます。医療情報、疾患情報は、本人同意の下、取得されるべきと考えられます。 ・なお、本人同意については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において、現場の運用に配慮した手法が認められているところであり、改正法の施行後においても、従前からの運用と齟齬が生じ、混乱が生じることはないよう、ガイドライン等における記載を検討してまいります。 ・また、要配慮個人情報であっても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人同意なく取得することが可能であり、そのような場合の必要な情報の取得には支障がないものと考えます。

(5) 事業所管大臣への権限の委任等(施行令案第12条～第18条・第21条)

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
権限を委任できる事情 (施行令(案)第12条)	22	<ul style="list-style-type: none"> ・権限一元化の趣旨を踏まえ、権限の委任の条件をより限定的にすべきである。時代の趨勢からして、個人情報の取扱いにかかる監督は多様であるべきではなく、第三者機関たる個人情報保護委員会に一元化することこそが国際的な信用面から重要であり、原則とすべきである。 ・特に、本施行令(案)第12条第2号(個人情報保護委員会が事業所管大臣に権限を委任できる事情として、「効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること」を規定)を削除すべき。 ・委員会活動の充実強化は、事業所管大臣への権限委任によって補強すべきではなく、委員会の人員・予算を必要なレベルに拡大によって実現して行くべきである。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権限の委任はあくまで事業所管大臣の専門的知見や体制を活用することが目的であり、現に当委員会から事業所管大臣に対して委任することができる権限は、報告徴収及び立入検査の権限に限られており、指導・助言・勧告・命令の権限は例外なく当委員会が実施することとされていることから、権限の一元化は適切に図られているものと認識しています。 ・なお、権限の委任は、改正後の法第44条第1項及び本施行令案第12条に基づき、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合に限り行われることとされており、権限を委任することができる場合は、十分限定的に定められていると考えてお

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
			ります。また、仮に事業所管大臣が報告徴収又は立入検査を実施した場合、その結果は当委員会に報告されることとされており、権限の一元化が適切に図られているものと考えられます。

(6) 個人情報取扱事業者から除外される者（現行施行令第2条の削除）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
全般 (現行施行令第2条)	23	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定められていた（個人情報取扱事業者から除外される者）を法の規定から削除、「5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者に対しても個人情報保護法を適用」を評価いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賛同の御意見として承ります。
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等をその事業活動に利用している者であり、法人に限定されず営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織も含まれるとされる。 ・マンション管理組合は、マンションの所有者全員で構成される非営利の組織であり、ほとんどの管理組合が実際はマンション管理業務を委託している。マンションの管理組合を個人情報取扱事業者としての規制の対象にするべきではないのか。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に13件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいい、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの区分所有者（居住者）で構成される管理組合のように営利を目的としない活動を行う団体等も、その活動のために個人情報データベース等を利用していれば「個人情報取扱事業者」に該当します。 ・個人情報の取扱いについては、一定の規律に服することになりますが、マンション管理業務を運営する会社に委託する場合には第三者提供に当たらず、本人の同意を得る必要はありません。また、特に事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。 ・なお、「会員名簿を作るときの注意事項」を当委員会のホームページに掲載しております。
	25	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模取扱事業者が個人情報取扱事業者となることによって、中小企業に生じる具体的影響につき、個々の事業者が理解できるような分かりやすい周知広報を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当委員会としては、法の内容について、中小企業の方々にご理解いただけるよう、周知広報に積極的に取り組んでまいります。 ・特に、事業規模の小さな事業者がとるべき措置については、御意見も踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。

(7) 外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準（規則案第11条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
<p>① 適切かつ合理的な方法による法の趣旨に沿った措置の実施の確保 （規則（案）第11条第1号）</p>	26	<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社との個人データのやり取りがスムーズにできるよう、EUのSCCやBCRのようなスキームを用意頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正後の法第24条により、本人の同意を取得するほか、本規則案第11条各号に沿って、外国の第三者への個人データの提供が可能となります。 すなわち、本規則案第11条により、①個人情報取扱事業者と外国の第三者との間で、当該第三者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法の趣旨に沿った措置の実施が確保されている場合、又は②外国の第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合には、外国の第三者に対して国内と同様に個人データを提供することが可能です。 これらの具体的な内容については、ガイドライン等において明確にしていまいますが、例えば、①については、契約や内規、プライバシーポリシー等において、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を講ずることが担保されている場合が、②については、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムに基づく認定を受けている場合が、それぞれ想定されます。
<p>② 国際的な枠組みに基づく認定 （規則（案）第11条第2号）</p>	27	<ul style="list-style-type: none"> 施行規則第11条2号において、「国際的な枠組みに基づく認定」とあるがこの具体例を明記していただきたい。 <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に14件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「国際的な枠組みに基づく認定」は、アジア太平洋経済協力（APEC）における越境プライバシールール（CBPR）システムを想定しており、ガイドライン等において明確にしていまいます。
	28	<ul style="list-style-type: none"> 「個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること」が、具体的にAPEC/CBPRを想定しているものとすれば、CBPRにおいて（APECに認定された）アカウントビリティエージェントが事業者を「認証」とされているため、「認定」という語は「認証」に修正すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な枠組みには、様々な用語が使用され得ることから、一般的に現状の記述で御理解いただけるものと考えます。
<p>③ その他 （規則（案）第11条）</p>	29	<ul style="list-style-type: none"> 法第24条においては、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く」としているが、規則案当該条項には、判断基準が定められていない。具体的な国名を明記してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な国において制度の見直しが行われていることもあり、また、詳細かつ多角的な調査・検討が必要であることから、今後、継続的に検討してまいります。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		【同趣旨の御意見は他に 17 件】	
	30	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスの利用については、クラウドサービスの運営事業者が、保存されている情報の中に個人データが含まれていることを認識していない場合等があることから、改正後の法第 24 条が適用される「外国にある第三者への個人データの提供」に該当しないことを明確にすべき。 ・クラウドサービスの運営事業者は、保存されている情報の中に個人データが含まれていることを認識していない場合、認識していたとしても個人データをクラウドサービス利用者が暗号化できる機能により個人データにアクセスできない場合が存在している。 ・クラウドサービスは中小企業等を含む多くの企業の活用されており、海外事業者の提供するサービスが利用禁止となればデータを分散管理することによる安全性の確保や災害時などのデータ復旧に支障をきたしかねないものである。 <p>【同趣旨の御意見は他に 6 件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することはできません。一般論として、契約条項により「外国にある第三者」が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等においては、当該「外国にある第三者」は当該個人データの提供を受けて取り扱っているとはいえない場合も想定されま。御意見を踏まえ、ガイドライン等における記載を検討してまいります。
	31	<ul style="list-style-type: none"> ・委託や共同利用（改正後の法第 23 条第 5 項）に伴って改正後の法第 24 条の「外国にある第三者」に個人データを提供する際にも同条が適用されるのかを明確にすべき。 ・法第 23 条第 5 項各号に定める者が外国にある第三者であった場合、法第 24 条における第三者への該当可否につき明確化いただきたい。 ・仮に法第 23 条第 5 項各号に定める者が外国にある第三者であり、かつその場合は法第 24 条における第三者に該当しないとされる場合、規則第 11 条に定める措置を講ずる必要は無いと理解して良いか。 <p>【同趣旨の御意見は他に 2 件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の法第 24 条は同法第 23 条第 5 項各号に掲げる場合であっても適用されます。

(8) 第三者提供に係る記録の作成等／第三者提供を受ける際の確認等（規則案第 12 条～第 18 条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
① 記録の作成方法 (規則(案)第 12)	32	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供に係る記録を電磁的記録で保存する上での具体的な要件を定めるべき。 ・規則案 12 条 1 項, 16 条 1 項における電磁的記録につき、例えば電子帳簿保存法に規定されるような、真正性、見読性、保 	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成・保存義務の趣旨に反しない形での管理が求められるものと考えられます。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
条・第16条)		<p>存性等を確保するための措置等について要件はあるのかご回答いただきたい。逆にいうと、電磁的記録なら何でもよいということかご回答いただきたい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	
	33	<p>・第三者提供に係る記録が適切に管理され、必要な時に速やかに記録を提出できるような体制が整っている等、トレーサビリティ確保の観点から実質的に支障がなければ、例えば、親子会社間等、提供者と受領者で合意の上、共同で授受の記録を作成・保存する方法も排除されないと理解してよいか。また、上記方法が認められるために必要な条件があればご教示願いたい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>・提供者・受領者のいずれにおいても記録の作成方法や保存期間は同一であることに鑑みて、提供者（又は受領者）が受領者（又は提供者）の記録義務を代替して対応することは可能であると考えられます。</p> <p>・なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の法的責任が免責されるわけではないため、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同様の体制を構築する必要があります。</p>
	34	<p>・オプトアウトによる第三者提供についても「一括して」記録を作成することを認めるべき。</p> <p>・「反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。」とあるが、その前書きにて「オプトアウト手続きによる提供を除く」とある。しかし、カーナビ製品販売等においては、オプトアウトの方法を取っているのが通常であり、出荷の都度記録を残すのは無理がある。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<p>・大規模漏えい事案を踏まえた個人情報の不適正流通の防止という確認・記録義務の立法趣旨に鑑みて、オプトアウトによる第三者提供を行うときは原則通り記録を作成する必要があるものと考えられます。</p> <p>・なお、個人データを第三者に提供した場合は、原則として当該第三者の氏名等の記録が必要ですが、例外的に、不特定多数の者に対して個人データの提供をするときは、その旨を記録することで足りる（本規則案第13条第1項第1号口括弧書）。また、既に記録した事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができるものとしています（本規則案第13条第2項）。</p>
	35	<p>・システムログを記録として認めて欲しい。個人データを第三者に提供するシステムにおけるシステムログについて、規則(案)第十三条第一項に定める事項が記録されていれば、別途記録を作成しなくても法第二十五条の当該事項に関する記録に代えることができることとしていただきたい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<p>・システムログは「電磁的記録」に含まれるものと考えられます。</p>
②記録事項 (規則(案)第13条・第17条)	36	<p>・DNAの塩基配列が個人識別符号に含まれており、規則案第13条第1項ハに記載される「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」に、DNA配列情報自体が該当すると解釈できるが、その情報量は膨大でありデータ保管のコストが多額である。</p> <p>・研究目的での使用が終了した場合、ゲノム配列情報そのものは</p>	<p>・個人データの流通を追跡するためには、最低限、当該個人データによって識別される「本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」が必要と考えられます。</p> <p>・DNAを第三者提供する場合の「本人を特定するに足りる事項」としては、当該DNA自体ではなく、付番されているID等でも足りるものと考えられます。</p>

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		<p>消去あるいは返却をするが（アカデミアからは共同研究終了後ゲノム配列情報自体の完全なる返却を要求されることが多い）、第 18 条に従えば一定期間その情報を保管することとされており、対応が困難である。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に 6 件】</p>	<p>・なお、法第 76 条に基づき大学その他学術研究を目的とする機関等における学術研究の用に供する目的で個人情報が取扱われる場合には、本確認記録義務（法 25 条・法 26 条）を含む個人情報保護法第 4 章の規定が適用除外となっています。</p>

（９）匿名加工情報（規則案第 19 条）

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
<p>① 匿名加工情報となる範囲 （規則（案）第 19 条）</p>	37	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱事業者が自ら取得した個人情報を取得時に本人に通知等した利用目的の範囲内で利用している限りは、セキュリティの観点から、当該個人情報に含まれる記述等及び個人識別符号を削除し、形式的に匿名加工情報の定義に該当する加工情報を作成した場合であっても、個人情報の利用であり、匿名加工情報の作成には該当せず法律 36 条 3 項の公表義務はないことを明確にして頂きたい。 ・統計情報を作成する過程での中間生成物として当該個人情報に含まれる記述等及び個人識別符号を削除し、形式的に匿名加工情報の定義に該当する加工情報を作成した場合においても、これらの加工情報は匿名加工情報の作成には該当せず、匿名加工情報に関する規律の適用を受けないという理解で良いか、明確にして頂きたい。 <p>【同趣旨の御意見は他に 7 件】</p>	<p>・安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として取り扱う場合や、統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成するとき」（改正後の法第 36 条第 1 項）には該当しないと解されることから、これらの場合には、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等において明確にまいります。</p>
<p>② 加工方法の基準 （規則（案）第 19 条）</p>	38	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な加工方法は保有している個人情報の種類や利用方法等によって異なり、また、匿名加工の技術は今後発展することが期待されることから、匿名加工情報の具体的な加工方法等は業界団体等民間の自主的な判断に委ねるべき。 ・匿名加工情報は、個人情報と統計情報の中間的な位置づけの情報であると理解しているが、匿名加工情報の作成方法に関する基準を厳格に定めすぎると、限りなく統計情報に近づき、匿名加工情報の利用価値を損なうこととなる。また、適切な匿名加工方法は、保有している個人情報の種類や利用方法などにより異なり、今後さらに匿名化技術は発展することが期待される。 ・規則案第 19 条第 4 号の「特異な記述等」や同条第 5 号の「適切な措置」の内容等も、民間の自主的な判断に可能な限り委ねる 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正個人情報保護法の国会審議等の過程において、匿名加工情報を作成する事業者全てに共通する一般的加工手法その他最低限の規律を委員会規則等において定めることとされ、これに即して委員会規則を作成したところ。 ・本規則案第 19 条各号における加工基準の内容については、ガイドライン等において解説してまいります。 ・今後、委員会規則及びガイドラインを踏まえた具体的な加工方法等については、業界の特性等を踏まえ認定個人情報保護団体等の自主ルールにおいて適切に定められることが期待されます。

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		<p>べき。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報を作成するときは本規則案第19条各号の基準を全て満たす必要があるのか明確にすべき。匿名加工情報の作成の基準について、十分な消費者保護が図られるよう明確にして下さい。 匿名加工情報作成の具体的な基準は、業種ごとの認定個人情報保護団体が、マルチステークホルダープロセスにより定めることが予想されますが、加工の基準にバラツキが生じ、消費者保護の薄い業種が生まれるようでは問題。規則で匿名加工情報の作成基準を明確にすべき。 <p>【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報を作成するときは、本規則案第19条各号で定められた加工基準を全て満たす必要があります。 同条各号における加工基準の内容については、ガイドライン等において解説してまいります。
<p>③加工方法等情報に係る安全管理措置の基準 (規則(案)第20条)</p>	40	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報の加工方法等情報の安全管理措置については、事業者にとって過剰な負担とならないようにすべき。 <p>【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、業界の特性等を踏まえた自主ルールにより適切な運用が行われるよう認定個人情報保護団体等とも適切に連携してまいります。
<p>④匿名加工情報に係る公表 (規則(案)第21条)</p>	41	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報の作成時の公表については、完成した後に遅滞なく公表すればよく、作成途中の試行錯誤段階では公表する義務がないことを明確にすべき。 同一事業者内でも、万一の漏洩発生時のリスク低減の観点から、個人情報を含むデータベースから氏名、詳細住所、電話番号、メールアドレス等個人を特定しうる情報を削除して(=匿名加工して)、研究開発部門等の他部門に提供し利用することが広く行われている。また、事業者内で統計情報を作成するために、一時的に「匿名加工情報」を作成する場合も少なくない。これらの場合は、本人の権利利益を侵害するリスクはまったく発生しないので、公表義務の対象外となることを明確にしたい。 <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削除した上で引き続き個人情報として取り扱う場合や、統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、匿名加工情報を「作成したとき」(改正後の法第36条第3項)には該当しないと解されることから、これらの場合には、匿名加工情報として扱う必要はありません。この点については、ガイドライン等において明確にしてまいります。
	42	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報の作成時・提供時の公表義務について、都度だとすると事業運営上、過度な負担がかかるため、反復・継続して行う場合については、包括的な公表ができるようにしてほし 	<ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報に係る公表の方法については、例えば含まれる項目が同一の匿名加工情報を反復・継続して作成・提供する等の場合も考慮した上で、ガイドライン等における記載を

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
		い。 【同趣旨の御意見は他に3件】	検討してまいります。

(10) その他

該当箇所	番号	寄せられた主な御意見	御意見に対する考え方
その他	43	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日は、事業者等の態勢整備に必要な期間を踏まえて設定すべき。 ・ 改正個人情報保護法の全面施行日は、ガイドライン策定後に事業者等において発生する作業の見通し等を踏まえ決定することとし、事業者等の準備期間を確保することを強く求める。 ・ 事業者等は個人情報の保護に関する法律の改正法（以下「改正個人情報保護法」という）の全面施行日までに態勢整備（実務態勢の構築、従業員研修、システム改修・帳票改訂等）を行う必要がある。特にシステム改修・帳票改訂等の対応は、ガイドラインおよび民間自主規制ルールの内容を踏まえ要否を判定し、必要な場合には、要件定義・予算措置・開発・テスト等を相当の日数をかけて行う必要がある。 <p>【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 ・ 施行日の具体的な日付については、決定次第別途お示ししてまいります。
	44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面施行に向け、国民・事業者等に対して制度の全容を十分に周知すべきである。 ・ 国民の間に本法についての正確な理解・認識は十分に行き届いていません。消費者・国民がこの法律の趣旨・内容を理解し、生活の中で適切な対応が取れるよう、改正法そのものの周知・広報を継続的に図ってください。 <p>【同趣旨の御意見は他に4件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当委員会としては、法の趣旨・内容の周知広報に取り組んでまいります。

(参考) 項目ごとの意見提出数

※一つの御意見が複数の項目に対して提出されている場合があるため、合計数は実際の提出意見の合計数とは一致しない。

	経済団体 ・事業者団体等	金融関連	医療関連	国際関連	消費者関連	その他	個人	合計
○個人識別符号（171件）								
施行令第1条（個人識別符号（生体情報に係るもの））	6	10	18	13	7	6	47	107
規則案第2条（生体情報に係る基準）	4	3	2	1	2	1	5	18
施行令第1条（個人識別符号（上記以外））	0	18	1	0	2	9	10	40
規則案第3条（公的番号）	0	2	0	0	0	0	0	2
規則案第4条（公的番号）	0	2	0	0	0	1	1	4
○要配慮個人情報（203件）								
施行令第2条（要配慮個人情報）	13	57	17	4	3	13	23	130
規則案第5条（要配慮個人情報）	0	5	0	0	0	1	0	6
規則案第6条（法第17条第2項第5号の個人情報委員会規則で定める者）	1	10	0	2	1	0	1	15
施行令第7条（要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合）	6	18	4	0	3	11	10	52
○個人情報データベース等（42件）								
施行令第3条（個人情報データベース等から除外されるもの）	0	22	1	2	4	5	8	42
○権限委任（16件）								
施行令第12条～18条、21条（事業所管大臣への権限の委任等）	4	5	0	2	0	0	5	16
○小規模取扱事業者の適用除外の廃止（18件）								
現行施行令第2条（個人情報取扱事業者から除外される者）	7	0	0	0	1	8	2	18
○オプトアウト手続（71件）								
規則案第7条（第三者提供に係る事前の通知等）	3	12	3	8	11	6	4	47
規則案第8条（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）	0	1	1	2	0	0	0	4
規則案第9条（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）	1	2	0	0	0	1	0	4
規則案第10条（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）	2	8	0	0	1	3	2	16
○外国の第三者への提供（85件）								
規則案第11条（外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準）	11	42	3	19	2	6	2	85
○第三者提供に係る確認・記録義務（220件）								
規則案第12条（第三者提供に係る記録の作成）	8	46	0	7	5	6	7	79
規則案第13条（第三者提供に係る記録事項）	0	35	0	0	1	3	4	43
規則案第14条（第三者提供に係る規則の保存期間）	1	6	0	1	0	2	1	11
規則案第15条（第三者提供を受ける際の確認）	1	18	1	3	1	3	0	27
規則案第16条（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）	1	13	0	1	0	0	2	17
規則案第17条（第三者提供を受ける際の記録事項）	2	19	2	0	0	3	8	34
規則案第18条（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）	0	5	1	1	0	1	1	9
○匿名加工情報（138件）								
施行令第6条（匿名加工情報データベース等）	1	0	0	1	0	1	0	3
規則案第19条（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）	13	30	2	4	8	12	19	88
規則案第20条（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）	1	8	0	2	2	2	1	16
規則案第21条（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）	4	12	0	0	0	1	2	19
規則案第22条（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）	0	4	0	2	1	1	2	10
規則案第23条（匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）	0	0	0	0	1	1	0	2
○認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針（1件）								
規則案第24条～第26条（個人情報保護指針の届出・公表）	1	0	0	0	0	0	0	1
○附則（16件）	0	14	0	0	0	1	1	16
○別記様式（19件）	2	16	0	0	0	0	1	19
○その他（100件）	12	39	13	1	7	5	23	100
合計	105	482	69	76	63	113	192	1100